

### 第3号議案

新城市職員の退職手当に関する条例等の一部改正

新城市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 新城市職員の退職手当に関する条例（平成17年新城市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(新城市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新城市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年新城市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中新城市職員の退職手当に関する条例第7条第5項第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、国家公務員退職手当法の一部改正を踏まえて、市の職員の退職手当の支給水準を引き下げするため必要があるからである。